

○ 土地改良事業等請負工事積算基準（平成5年2月22日5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後（令和4年5月1日から適用）		現行	
別紙 土地改良事業等請負工事積算基準		別紙 土地改良事業等請負工事積算基準	
第1～第10 [略]		第1～第10 [略]	
別表1 工種区分		別表1 工種区分	
工種区分	工種内容	工種区分	工種内容
ほ場整備工事	[略]	ほ場整備工事	[略]
農用地造成工事	[略]	農用地造成工事	[略]
舗装工事	[略]	舗装工事	[略]
道路改良工事	[略]	道路改良工事	[略]
水路トンネル工事	新設・改修（ <u>支保工、矢板を再建込する作業</u> ）及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は <u>推進工法</u> （作業員が内部で作業する推進工法）による工事及びこれに類する工事を含む。	水路トンネル工事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。
水路工事	[略]	水路工事	[略]
排水路工事	[略]	排水路工事	[略]
河川工事	[略]	河川工事	[略]
管水路工事	[略]	管水路工事	[略]
管更生工事	[略]	管更生工事	[略]
畑かん施設工事	[略]	畑かん施設工事	[略]
干拓工事	[略]	干拓工事	[略]
海岸工事	[略]	海岸工事	[略]
コンクリート補修工事	[略]	コンクリート補修工事	[略]
<u>ため池工事</u>	<u>ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事</u> <u>堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事</u> <u>ただし、ため池附帯構造物（安全施設工等）に類する工事を主体とする工事は除く。</u>	[新設]	[新設]
その他土木工事（1）	[略]	その他土木工事（1）	[略]
その他土木工事（2）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト	その他土木工事（2）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、 <u>ため池</u>
フィルダム工事	[略]	フィルダム工事	[略]

コンクリートダム工事	[略]
------------	-----

別表2 現場管理費率

(1)-a

工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		a	b	
ほ場整備工事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%
農用地造成工事	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%
水路トンネル工事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%
水路工事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%
排水路工事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%
管水路工事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%
畑かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%
コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%
<u>ため池工事</u>	<u>42.57%</u>	<u>181.7</u>	<u>-0.0973</u>	<u>24.19%</u>
その他土木工事(1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%
その他土木工事(2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%

(1)-b~(1)-d [略]

(2) [略]

別表3 [略]

別表4 一般管理費等率

前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率 (Y _p)	<u>23.57%</u>	<u>-4.97802</u> ・log X _p + <u>56.92101</u>	<u>9.74%</u>

(1)・(2) [略]

別表5・別表6 [略]

コンクリートダム工事	[略]
------------	-----

別表2 現場管理費率

(1)-a

工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		a	b	
ほ場整備工事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%
農用地造成工事	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%
水路トンネル工事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%
水路工事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%
排水路工事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%
管水路工事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%
畑かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%
コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%
<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>
その他土木工事(1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%
その他土木工事(2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%

(1)-b~(1)-d [略]

(2) [略]

別表3 [略]

別表4 一般管理費等率

前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率 (Y _p)	<u>22.72%</u>	<u>-5.48972</u> ・log X _p + <u>59.4977</u>	<u>7.47%</u>

(1)・(2) [略]

別表5・別表6 [略]

改 正 後 （令和 4 年 5 月 1 日から適用）					現 行						
別 紙 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準					別 紙 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準						
第 1 ～ 第 3 [略]					第 1 ～ 第 3 [略]						
別表 2 共通仮設費率					別表 2 共通仮設費率						
1 - (1)					1 - (1)						
工種区分	対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	工種区分	対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。		適用区分	下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b					a	b	
ほ場整備工事		13.28%	117.0	-0.1459	5.69%	ほ場整備工事		13.28%	117.0	-0.1459	5.69%
農用地造成工事		15.63%	142.9	-0.1484	6.60%	農用地造成工事		15.63%	142.9	-0.1484	6.60%
水路トンネル工事		22.74%	518.8	-0.2097	6.73%	水路トンネル工事		22.74%	518.8	-0.2097	6.73%
水路工事		12.45%	91.3	-0.1336	5.73%	水路工事		12.45%	91.3	-0.1336	5.73%
排水路工事		13.22%	104.0	-0.1383	5.92%	排水路工事		13.22%	104.0	-0.1383	5.92%
管水路工事		13.78%	151.6	-0.1608	5.41%	管水路工事		13.78%	151.6	-0.1608	5.41%
畑かん施設工事		13.17%	62.5	-0.1044	7.18%	畑かん施設工事		13.17%	62.5	-0.1044	7.18%
コンクリート補修工事		12.01%	119.4	-0.1540	4.91%	コンクリート補修工事		12.01%	119.4	-0.1540	4.91%
<u>ため池工事</u>		<u>14.20%</u>	<u>41.3</u>	<u>-0.0716</u>	<u>9.37%</u>	<u>[新設]</u>		<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>
その他土木工事（1）		18.70%	349.9	-0.1964	5.98%	その他土木工事（1）		18.70%	349.9	-0.1964	5.98%
その他土木工事（2）		15.77%	124.8	-0.1387	7.05%	その他土木工事（2）		15.77%	124.8	-0.1387	7.05%